

失踪の宣告に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 不在者の生死が7年間明らかでない場合において、利害関係人の請求により家庭裁判所が失踪の宣告をしたときは、失踪の宣告を受けた者は、7年間の期間が満了した時に、死亡したものとみなされる。
- 2 失踪の宣告を受けた者が実際には生存しており、不法行為により身体的被害を受けていたとしても、失踪の宣告が取り消されなければ、損害賠償請求権は発生しない。
- 3 失踪の宣告の取消しは、必ず本人の請求によらなければならない。
- 4 失踪の宣告によって失踪者の財産を得た者は、失踪の宣告が取り消されたときは、その受けた利益の全部を返還しなければならない。
- 5 失踪の宣告によって失踪者の所有する甲土地を相続した者が、甲土地を第三者に売却した後に、失踪者の生存が判明し、この者の失踪の宣告が取り消された。この場合において、相続人が失踪者の生存について善意であったときは、第三者が悪意であっても、甲土地の売買契約による所有権移転の効果に影響しない。

## 1 ○ ⇒総合講義 25 頁

本肢のとおりである。不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる（普通失踪／民法30条1項）。普通失踪の場合、失踪の宣告を受けた者は7年間の期間が満了した時に死亡したものとみなされる（民法31条前段）。

## 2 × ⇒総合講義 25 頁

失踪の宣告を受けたとしても、その者は権利能力を失うわけではない。したがって、不法行為により身体的被害を受けていた場合、失踪の宣告を取り消さなくても、損害賠償請求権が発生することとなる。

## 3 × ⇒総合講義 26 頁

失踪者が生存することまたは失踪宣告により死亡したものとみなされる時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人または利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない（民法32条1項前段）。したがって、「失踪の宣告の取消しは、必ず本人の請求によらなければならない」わけではない。

## 4 × ⇒総合講義 27 頁

失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失うが、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負うこととなる（民法32条2項）。

## 5 × ⇒総合講義 26 頁

失踪の宣告の取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない（民法32条1項後段）。ここでいう「善意でした行為」について、判例は、契約については、契約当時において当事者双方が善意であることを要するとしている（大判昭13.2.7）。したがって、本肢の場合、第三者が悪意であれば、甲土地の売買契約の効果は無効となるから、当該契約による所有権移転の効果に影響することとなる。